

# 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

## 1 川崎市社会教育委員の根拠

社会教育法（昭和24年法律第207号）

川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号）

川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）

## 2 委員の構成

(1) 専門部会（教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館、日本民家園）

定数 10人以内（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有する市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

(2) 専門部会（有馬・野川生涯学習支援施設）

定数 8人以内（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有する市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 専門部会（青少年教育施設）

定数 15人以内（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

委員構成 ①学校の長、②社会教育団体からの推薦、③社会教育の経験を有する市民、④学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う者

## 3 委員の職務

(1) 社会教育委員（社会教育法第17条）

- ・社会教育に関する諸計画を立案すること。
- ・定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- ・前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと

(2) 専門部会（川崎市社会教育委員会議規則第6条 別表）

各施設の各種事業の企画実施又は事業運営について、調査審議を行う又は意見を述べること。

川崎市社会教育委員会議専門部会委員  
(青少年教育施設専門部会) の委嘱等について

選出区分	新 委 員	現 委 員
	委嘱・任命期間 平成30年 7月25日から 平成32年 4月30日まで (概ね2年間)	委嘱・任命期間 平成30年 5月1日(※印は5月9日)から 平成32年 4月30日まで (概ね2年間)
1号委員 (市内に設置された 学校の長)	氏 名 ----- 現職等	氏 名 長井 典子 (※) ----- 現職等 川崎市立日吉小学校長
	氏 名 ----- 現職等	氏 名 富増 孝之 ----- 現職等 川崎市立枡形中学校長
2号委員 (市内の社会教育関 係団体等から推薦さ れた者)	氏 名 ----- 現職等	氏 名 小笠原 茂春 ----- 現職等 一般社団法人川崎市子ども会連盟副連盟長
	氏 名 ----- 現職等	氏 名 谷島 義雄 ----- 現職等 一般社団法人川崎市子ども会連盟副連盟長
	氏 名 ----- 現職等	氏 名 小川 としこ ----- 現職等 ガールスカウト川崎市連絡会会長
	氏 名 小山 新生 ----- 現職等 日本ボーイスカウト川崎地区協議会地区協議会長	氏 名 ----- 現職等
3号委員 (市内在住の社会教 育に関する経験を有 する市民)	氏 名 ----- 現職等	氏 名 芳賀 寛 ----- 現職等 市民委員
	氏 名 ----- 現職等 選考中	氏 名 ----- 現職等
4号委員 (学識経験者)	氏 名 ----- 現職等	氏 名 岩本 陽児 ----- 現職等 和光大学教授 地域流域共生フォーラム代表
	氏 名 ----- 現職等	氏 名 原田 尚幸 ----- 現職等 和光大学現代人間学部教授
	氏 名 番匠 一雅 ----- 現職等 田園調布学園大学子ども未来学部子ども未来学科准教授	氏 名 ----- 現職等
	氏 名 ----- 現職等 選考中	氏 名 ----- 現職等